



(2)長期優良住宅

長期優良住宅の認定を受けて建てられた住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和13年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす長期優良住宅と認定された住宅 (前記「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」に替えて適用されます。)
対象要件	①専用住宅(アパート含む)や併用住宅であること(併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの) ②居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下 (戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上240㎡以下) ※令和8年3月31日までに取得したものについては、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 (戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上280㎡以下) なお、長期優良住宅の認定を受けるためには、次の要件を満たすことが必要とされています。 ■戸建て住宅の場合 1戸当たりの床面積が75㎡以上であること ■共同住宅、長屋その他の戸建て住宅以外の住宅の場合 1戸当たりの床面積が40㎡以上であること ③車庫等の附属建物を同年(あるいは住宅の軽減期間中)に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡相当の税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後5年間 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)
提出書類	①市税に係る土地・家屋所有者の申告書 ②長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書 ③長期優良住宅認定通知書のコピー

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線128・129) FAX:0258-62-7062